

## マスコミ報道と人権

藤 井 正 希\*

### 1. はじめに

フランス革命時に出されたフランス人権宣言(1789年)では、「権利の保障が確保されず、権力の分立が定められていないすべての社会は、憲法をもつものではない」(16条)と定められ、人権(「権利の保障」)と統治(「権力の分立」)とが憲法の二本柱であることが宣言されていた。この思想は、いわゆる近代立憲主義に基づく憲法のいわば骨格として、多くの国の憲法に現在でも承継されている。それは日本国憲法でも同様であり、人権の原理として基本的人権の尊重(個人の尊厳)を(憲法10条から40条まで)、そして統治の原理として国民主権(民主主義)や三権分立(自由主義)を採用し(憲法1条から9条、41条から99条まで)、それらを憲法の二大目的としている。

テレビ、新聞、ラジオなどの大衆に対する情報伝達媒体をマスコミと言うが、この点、憲法には、「マスコミ」という文言は一切、見られない。日本国憲法は1947(昭和22)年に施行されているが、もちろんそれ以前から日本にマスコミは存在していた。憲法がマスコミについて言及していないのは、憲法がマスコミを敵視や

無視をしているからではなく、マスコミにその自由な活動を保障するために、法的には、思想良心の自由(憲法19条)や表現の自由(憲法21条1項)を保障された一私人と考えるのが妥当だと判断したからであろう。具体的には、結社の自由(憲法21条1項)を根拠に営利社団法人(会社法25条)として、その存在が法的に承認されている。よって、マスコミは法的にはあくまで私的団体なのである。

しかし、現代社会においては、本来、このように一私人に過ぎなかったマスコミが巨大化し、権力化した結果、社会的権威として極めて強力な力を持つようになっていく(いわゆるマスコミの第四権力化)<sup>(1)</sup>。これは、現代社会が情報に極めて高い価値を認める情報化社会であり、巨大化したマスコミに大量の情報が一極集中する傾向にあることが最大の原因であろう。そして、このように第四権力化したマスコミが、前述した基本的人権の尊重(人権の原理)や国民主権や三権分立(統治の原理)という憲法の二大目的の実現を阻害しかねない事例が生じつつある。すなわち、基本的人権の尊重に対する脅威の例としては、マスコミが引き起こす、いわゆるメディア・スクラム(集团的過

\*早稲田大学大学院社会科学研究所 2008年博士後期課程満期退学(指導教員 後藤光男)

熱取材)や報道被害、冤罪事件等が挙げられる。古くは、府中三億円強奪事件や三浦和義事件<sup>(2)</sup>、そして近時では、後に詳述する松本サリン事件など、報道被害の事例は枚挙に暇がないほどである。また、国民主権や三権分立に対する脅威の例としては、マスコミが行う、いわゆるメディア・イベント(やらせ報道)や恣意的操作報道、偏向報道等が挙げられる〔保岡 2002:150〕。例えば、アメリカの大統領選においては、1960(昭和35)年のJ.F.ケネディの選挙戦以来、メディア戦略がその勝敗の帰趨を決することは周知の事実となっている〔佐藤毅 1995:204-208〕。この点、ケネディはマスコミが作った大統領であるとして“メディア大統領”とさえ揶揄されている〔石澤 2001:128〕。このようにマスコミは、行政府の長たる大統領の地位さえ左右しうる力を持つのである。近時では、いわゆる湾岸戦争(1991〔平成3〕年)時に、盛んに国際放送された、イラクの非道行為を象徴する油まみれの水鳥の映像が、終戦後、アメリカ軍のやらせ報道であったことが明らかとなり、マスコミがこれに意図的に加担したとして問題視されたことが記憶に新しいところである〔保岡 2002:151〕。

筆者は、このように第四権力化したマスコミが、憲法における人権の原理や統治の原理という骨格を侵害しかねないという問題意識に立って、マスコミ報道の具体的な問題点を批判的に検証して、その問題点を探り、自分なりの解決策を提示してみたい。ただし、本稿では、その考察の対象を人権の原理としての基本的人権の尊重に対する脅威の問題に限定し、統治の原理としての国民主権や三権分立に対する脅威の問題は、後の論考に譲ることとする。

## 2. いわゆる松本サリン事件報道の問題点

マスコミ報道が国民の知る権利(憲法21条1項)の充足のために果たしている役割の重要性は、いかに強調してもし過ぎることはない。しかし、その一方で、マスコミ報道により、これまでに数多くの報道被害や冤罪事件が発生し、国民の人権が侵害されてきたのもまた事実である。そのなかでも、近時、報道被害の恐ろしさを特に国民に痛感せしめた事件が、いわゆる松本サリン事件であるといえる<sup>(3)</sup>。この事件は最終的には、一連のいわゆるオウム真理教事件の一環として、裁判が行われ処理されているが、事件発生当初は第一通報者の河野義行氏が一方的で杜撰な警察の捜査や取調べ、そしてその警察の発表を鵜呑みにした偏向報道により、社会的には真犯人として扱われ、著しい人権侵害を受けた。なぜマスコミ機関は一方的で杜撰な警察の捜査や取調べを糾弾する側ではなく、無辜の市民であり実際は被害者であった河野氏を真犯人に作り上げる側に立ってしまったのであろうか。このような場合には、マスコミは警察の行き過ぎた権力行使を監視し、また、感情に流されやすい国民大衆に冷静な対応を呼びかけるべきである。それこそが“社会の公器、木鐸”を自任するマスコミのあるべき姿であろう。この事件はあるべきマスコミ報道を考えるうえで、極めて示唆に富むものといえる。かかる観点からして、以下、この事件での実際の報道を検証することにより、マスコミ報道の問題点を考えてみたい。

この点、一例として、日本で最大の発行部数を自認している読売新聞(事件発生4日後の7

月1日付・36面)の記事を検討してみる。同紙は、「松本の有毒ガス事件 白い霧4時間前から住民『直後、気分が悪くなった』」という見出しのもと、「死者7人を出した長野県松本市の有毒ガスによる集団中毒事件で、発生元とみられる会社員(44)宅から白い霧のようなものが流れ始めたのは、最初の119番通報の約4時間前だったことが、30日までの松本署の捜査本部の調べでわかった。調べによると、会社員宅東側のマンション『開智ハイツ』の住人が、会社員宅の方角から流れてくる霧状の白いものに気付いたのは、事件当夜の27日午後7時ごろ。直後から次第に気分が悪くなったという。会社員から最初の119番通報が入ったのは、午後11時過ぎ。捜査本部では、会社員宅でかなり早い時刻に、薬品の調合が行われていた疑いがあるとみている。また、会社員宅から押収した薬品20数点について、家族は30日までの捜査本部の事情聴取に対し、『お父さん(会社員)の持ち物で、昔からあった』と説明した」と報道している。また、その後、容疑者の会社員とされた河野氏の罪状認否として、「一方、会社員は同日夕、入院先を訪れた知り合いの弁護士と話し、事件への関与を全面的に否定した。弁護士によると、会社員は『自宅に置いてあった薬品は、ここ数年使ったこともない。もちろん事件当夜、薬の調合などやっていない』と訴えた。面会は約30分間。会社員が殆ど一方的に、事件とのかかわりが無いことを話したという」と記している。

この新聞報道について、筆者が最も問題にしたいのは、「…が捜査本部の調べでわかった」、「調べによると…という」、「捜査本部では…とみている」、「捜査本部の事情聴取に対し…と説

明した」といったように、ほとんどの主体は捜査機関であり、その伝聞という形で記事が構成されている点である。主として捜査機関という権力側の官製情報に基づいて記事を書いている、記者自身が取材を通じてあぶり出した真実に基づく記載がほとんど見られない。極論すれば、このような形式の記事であれば、警察の記者クラブから一步も外へ出なくとも書けるであろう。この記事を書いた記者は、弁護士に面会した以外、自ら何か取材をしたのであろうか。また、警察発表に過誤や情報操作が介在する可能性についてどう考えているのか。確かに、事件発生数日後であり、しかも被疑者の会社員が入院しているという段階では、時間的制約や情報量の乏しさ等のために、十分な取材は極めて困難であろう。しかし、国民が新聞に望むのはこのような官製情報の垂れ流しではなく、捜査機関が発表した情報をもとに丹念な取材を重ね、隠された真実を白日の下にさらし、国民に伝えることであろう。その際には、強大な権力を持つ国家機関の側に立つのではなく、国家による人権侵害の脅威にさらされている国民個人の側に立つべきである。換言すれば、国家の違法・不当な権力行使をチェックするという自覚を持つべきである。しかし、残念ながら、この記事にはこのような自覚がほとんど見られない。むしろ言外に“この会社員が犯人に間違いない”といったニュアンスが滲み出ている。ほとんど唯一の情報源たる捜査機関の発表情報だけを基に、十分な取材もせず、捜査機関を主語にした伝聞形式で記事にし、結果的にマスコミが犯人をつくってしまうというのが、これまでたびたび繰り返されてきた冤罪事件や報道被害事件の典型的パターンなのである。当然なこと

ではあるが、マスコミ報道には記者の地道で丹念な取材活動の裏付けが必要不可欠である。この松本サリン事件における報道被害は、裏付け取材さえ十分に行っていれば、容易に防げたと考えられる。すなわち、読売新聞で警察が押収したと報道された薬品（「会社員宅から押収した薬品20数点」）について、その薬品が具体的には何なのかを、冷静になって河野氏の家族や親戚、知人に取材をして確かめさえすればよかったのである。後に明らかになったように、河野氏宅にあった薬品では到底、サリンを精製することなど不可能だった。この時、マスコミがたとえ1社でも、警察が押収した20数点の薬品が具体的には何であるかの裏を取り、それがこれだけの被害を出す薬品であるのかどうかを農業や薬学の専門家に取材して確認していれば、このような報道被害は防げたはずであった。少なくともその確認が取れるまでは報道すべきではなかろう。それにもかかわらず、第一通報者の河野氏を殺人容疑者のように報道してしまった〔天野他 1999: 24-25〕。河野氏に対して強引な取り調べを行った警察と同様、その情報を慎重に検討することなく鵜呑みにして報道被害を引き起こしたマスコミの責任は極めて重大であろう〔池田 2000: 76〕。筆者は、本件のような場合、河野氏や一般国民が読売新聞に対して「薬品20数点とは具体的には何を指しているのか」を報道するように請求できる権利（いわゆる広義の反論権）を認めることができないかを検討すべき時期に来ていると考えている〔藤井 2006: 335-350〕。

冷静になって考えてみれば、一市民がサリンを故意に精製できるほどの科学的な専門知識を備え、かつ、精製に必要な薬品と設備を持って

いるという状態は極めて異常事態であり、まさに例外中の例外であろう。日常生活において、サリンと係わる機会などまずない。サリンという言葉でさえ、この事件で初めて耳にしたという市民も多かったのである。これはマスコミ関係者であっても然りであろう。であればこそ、警察発表を鵜呑みにするのではなく、少なくとも専門家の意見を聴き、それを踏まえて報道すべきであった。この点、事件からおよそ3ヶ月後、大衆週刊誌『サンデー毎日』1994（平成6）年9月25日号は、松本サリン事件に対する当時の科学者の見解を記事にしている。すなわち、当該記事は、有機化学、薬学、医学などを研究している10人の科学者のコメントの総括として、「10人中8人が、発生した有毒ガスは『サリン』である可能性が高いと指摘している。後の2人は被害状況や分析方法から『別の有機リン系化合物』の可能性を示唆する。また、『サリン』と答えた8人のうち6人も、『きちんとした排気装置や精製に必要な器具のない現場では、精製は不可能』などと、理論上はさておき、現実に作れるかについては疑問を投げかけている」と記している。注目すべきは、河野氏が現場でサリンを精製、散布したとする警察の筋書きに疑問を呈する見解が多数を占めている点である。確かに、同記事にコメントを寄せた専門家の中には、警察の書いた筋書きに沿った意見を述べている者もいたが、逆に、強い疑念を呈する見解も少なくなかった。なかには、「現場周辺でサリンの精製をしているのを見たと目撃者がいないことや、その難しさから、そこで調査を行っていたとは考えにくいものがあります。ガスクロマトグラフィーなどの分析から、サリンが実際に噴出したと思われませんが、私は、サ

リン兵器が、どこからか運ばれ、噴射された可能性だっていると思っています。…比重の重いサリンで、アパートの高い階の人が犠牲になったことなどを考えると、ある一定方向に噴射した可能性も捨て切れません」とする見解もあった。この意見は、後に裁判で明らかになった事実とほぼ符合している。これは誠に驚嘆すべきことである。なぜマスコミは、冷静になってこのような専門家の意見に耳を傾けなかったのであろうか。本当に理解に苦しむ点である。以下、本稿では、筆者がこのような報道被害を生み出す原因となっていると考えるいくつかの報道原則について検討していく。

### 3. 客観報道原則への疑問

マスコミの報道原則を代表するものとして、まず第一に挙げられるのは、いわゆる「客観報道 (objective reporting) の原則」である。そして、この原則の具体的内容としては、①事実を歪めずに報道すること、②記者の主観的意見を排除すること、③不偏不党、あるいは中立公正であること等が主張されている [駒村 2001: 62]。例えば、放送法や1996 (平成8) 年制定の放送倫理基本綱領、2000 (平成12) 年制定の新聞倫理綱領なども、かかる原則を当然の前提にしている<sup>(4)</sup>。このように、客観報道は、法的にも倫理的にも、根拠のあるものなのである。また、マスコミ、とりわけ巨大マスコミが客観的真相を報道すべきなのは当然のことであり、よってその報道内容は真実に違いないというのが国民一般の理解であろう。客観報道の原則は、報道機関のみならず国民のなかにも深く浸透し、受容されている考えなのである。

しかし、それと同時に、客観報道の原則は、

常に強い批判にさらされてきたのもまた事実である。客観報道などは神話に過ぎないという辛辣な批判すらある。この点、駒村圭吾は、客観報道の原則に対する批判をつぎの四点に要約しており、大いに参考になる。すなわち、①客観報道の原則が前提とする、事実と意見ないし客観と主観の二項対立図式の問題性、②主観性を排除することの欺瞞性、③発表ジャーナリズムへの転落、④不偏不党性・中立性と客観性の混同の四点がそれである [駒村 2001: 62-66]。まず、批判①について駒村は、客観報道の原則は現実に生じた事実と記者の意見を区別した上で、「事実=客観、意見=主観」という対立図式を前提とするが、これらの諸要素は二項対立的に整理できるほど理論的に割り切れるものではなく、また、実際的にも明確な区別ができるものではないと主張する。この点は、主観的事実あるいは客観的意見というものの存在可能性を考慮すれば容易に理解しえよう。すなわち、例えば、ある一人の政治家を高所から見下ろすように撮影すれば小さく弱々しく見えるが、反対に、低視線で見上げるように撮影すれば大きく権力者らしく見える。どちらの姿も事実の一面ではあるが、同時にそれらには撮影者の主観が如実に表現されている (いわゆる主観的事実)。また、神様の目から見たら (すなわち純客観的事実においては) 精神異常者という範疇に分類される人がいたとする。しかし、その人の所属する共同体の構成員の全員がその人を正常人と判断している場合、「彼は正常人である」と記事に書くことは、あくまで事実ではなく意見に過ぎないが、客観性は十分に備えている (いわゆる客観的意見)。まさに駒村の主張するように、事実・意見と客観・主観とを、そう簡

単に対応させて捉えることはできないであろう。それらは複雑に絡み合っているのである。つぎに、批判②について駒村は、報道とは取材・編集・整理の全過程で価値選択を伴う主観的作業であり、主観性の排除は欺瞞に過ぎず、むしろ主観が入り込むことを認めることこそが「客観的」ではあるまいかと主張する。この点、例えば、ある殺人事件で有力な被疑者（かりにA氏とする）が警察に逮捕されているとしよう。その事件を取材した結果、「Aが絶対に真犯人である」という証言と「Aは決して真犯人ではない」という証言とが得られたが、いずれの証言も十分には裏付けられなかったとする。この場合、報道から主観性を完全に排除しなければならないのであれば、両方の証言をその裏付け資料とともに併記するしかなかろう。しかし、かかる記事には取材をした記者や報道機関としてのマスコミの主体性は全くない。国民は決して報道機関にかかる記事を期待してはいないであろう。そのマスコミがAを真犯人と考えるのか否か、そして、その根拠は何か。マスコミはそれをこそ報道すべきではないのか。その真偽は、複数のマスコミからさまざまな意見、主張を聞いた国民が、自らの意思と責任の下に、それぞれ主体的に判断すればいいのである。それを主観的報道と言うのであれば、主観的報道こそ原則であるべきなのではないか。

さらに、批判③について駒村は、客観報道の原則の美名のもと、マスコミのなかに、第三者の発信した情報を客観的事実として加工せずに読者や視聴者に伝える「楽な方法」を採用しようとする姿勢が生じ、それがマスコミの責任回避の口実になっていると主張している。ここにおいては、記者や報道機関が報道に主体的

に関与することはなくなり、マスコミは単なる“情報の受け売り”機関と堕しかねない。かかる主体性を喪失したマスコミの無責任体制の危険、これがいわゆる“発表ジャーナリズム”[原 1994: 64]と呼ばれる問題である。その問題性が顕在化した典型例が、いわゆる記者クラブの制度であるといえる（後に詳述）。権力側の官製情報をありがたく頂戴し、それを受け売りでそのまま報道している限り、取材をする手間は省け、責任を負わされるリスクもない。また、権力側から独占的に情報提供を受けられることは、記者のなかに尊大な特権意識や権力との仲間意識を生じさせ、権力の不正を暴こうという気概は希薄となる。そして、報道はますます画一的、没個性的な当たり障りのないものとなっていく。客観報道の原則を過度に強調することは、かかる事態をさらに助長しかねないことに注意が必要であろう。加えて、批判④について駒村は、党派性を持った非中立的な主張であり、かつ客観的な主張も存在しえ、党派性・非中立性と客観性とは矛盾しないとする。また、不偏不党性・中立性が、あらゆる立場からの断絶あるいは等距離を要請するものだとすれば、かかる言論を想定すること自体、困難と主張している。そして、不偏不党性・中立性とは、むしろジャーナリズムが外部からの圧力に支配されず自己の主体性を確保している状態、すなわち「独立性」の要請として解釈されなければならないと結論付けている。この点、例えば「自衛隊は憲法9条に違反する」という主張について考えてみる。かかる主張は、今の日本では、かなり党派性があり非中立的な主張と解されるであろうが、憲法9条の文理に最も忠実な解釈であるという点では、極めて客観的な主

張であろう。また、「自衛隊は憲法9条に違反する」という主張も、「自衛隊は憲法9条に違反しない」という主張も、いずれも党派性があり非中立的な主張であるとする、それらの主張のいずれにも偏しないニュートラルな主張とは、いったい如何なる主張なのだろうか。この場合、不偏不党かつ中立であろうとすれば、マスコミ機関や記者自身の意見は封印し、合憲という意見と違憲という意見を両論併記し、せいぜい外部の学者や専門家からのコメントを付記するくらいしかならう。これではまさに前記で批判した発表ジャーナリズムそのものであり、報道に主体性や個性、オリジナリティーが全くなくなってしまう。

そもそもマスコミは、不偏不党性・中立性の呪縛から解き放たれ、自主性・独立性の立場にたつべきである。これは、マスコミが公的機関ではなく私的機関であることを正面から認めることを意味する。前述のごとく、本来、マスコミは、法的には結社の自由を根拠として認められた営利社団法人であり、あくまで私人なのである。それゆえ、人間同様、営利の追求をせずには生存しえない。確かに、マスコミには、①報道の機能を始め、②権力を監視する機能や③社会環境を監視する機能などさまざまな機能があるとされている〔藤井 2009: 175-176〕。しかし、それらはあくまでもマスコミ自身のみならずから課し、また、国民の側が期待しているマスコミの役割に過ぎない。例えば、マスコミは法的には決して権力を監視することを強制されてはいない。マスコミが表現の自由等の基本的人権を享受する私人である以上、マスコミにそれらの役割を果たすよう強制する手段は、原則的には世論であるべきなのである<sup>(5)</sup>。マスコミが

“人（ひと）”である以上、人間同様、嘘もつきし、時にはごまかすこともあろう。見栄を張ることもあろうし、嫌いな人もいるだろう。むしろそれが当然であろう。マスコミについて語る場合、その認識を決して忘れてはなるまい。過大な期待は、マスコミにとって酷である。例えば、アメリカのニューヨーク・タイムズやワシントン・ポストなどの大新聞は、あくまで“independent（独立）”の立場にたつ。そのため、アメリカでは、それらの大新聞が選挙になると民主党候補を応援、支持するのは常識視されている。すなわち、アメリカ市民は、マスコミに不偏不党性や中立性を期待するのではなく、マスコミが綿密な取材をもとに、リスクと責任を負いながら「わが社は、こう考える」ということを明快に主張することを期待するのである。このように、欧米では、独立の看板を掲げる新聞が選挙で特定候補を支持することは、むしろ当然な事として社会的に認知されている〔原 1999: 100〕。かかるマスコミ観は、報道の在り方を考える上でも、大いに参考にならう<sup>(6)</sup>。

このようにマスコミを基本的に私的機関と解すると、マスコミは自然人と同様、原則として自由な存在であるべきこととなり、その自由を制限するのはあくまで例外となる。ただし、巨大マスコミが前述のごとき弊害を生み出しつつある以上、自然人とは異なる制約を受けることは認めざるをえない。いかなる理論によってマスコミの自由を制限すべきかを考える場合、法人の政治活動の自由に関する判例・学説上の議論が大いに参考になる。この点、いわゆる八幡製鉄政治献金事件に関する最高裁判所判決（1970年〔昭和45年〕6月24日）は、会社（法人）の政治的行為をなす自由を認めた上で、「政

治資金の寄附もまさに政治的行為をなす自由の一環であり、…これを自然人たる国民による寄附と別異に扱うべき憲法上の要請があるものではない。…政治資金の寄附が、選挙権の自由なる行使を直接に侵害するものとはなしがたい」とする。しかし、通説的見解は、かかる判例に対して、会社（法人）の巨大な経済力と影響力に鑑み、憲法上、自然人と同一の自由が保障されているとすることには疑問が残るとし、時には公権力に準ずるものとして人権を主張し得ない場合がありうるほか、実質的公平の原理の観点から、その政治活動の自由が自然人の場合よりもより強く規制されることがありうるとしている<sup>(7)</sup>。すなわち通説は、憲法21条1項の表現の自由の一環として認められている政治活動の自由につき、主体の権力性を根拠に制限することを肯定しているのである。とすれば、かかる通説の理論をマスコミ（法人）の自由に対しても同様に適用し、その自由を制限することは不可能ではなかろう。よって、マスコミは私的機関（私人）として自然人と同様、原則的に諸自由を享受しうる存在であるも、その自由は、権力性を根拠に、外にいる自然人の自由との関係で、特に制限されうるものと考えべきである<sup>(8)</sup>。

#### 4. 実名報道原則への疑問

北欧のスウェーデンの新聞・放送の全てを対象にした報道倫理綱領（1923年〔大正12年〕制定、1974年〔昭和49年〕改定）の報道基準集15条は、次のごとく規定している。

「一般市民にとって氏名に明白な社会的関心がない限り、氏名の公表が人権侵害となるような報道はやめるべきである。とりわけこのこと

は、被疑者・被告人・囚人に当てはまる。」

かかる原則の下、政治家、官僚、大企業幹部等の公人以外の一般市民の刑事事件については、被疑者・被告人・受刑者を問わず、氏名は報道されていない（いわゆる犯罪報道の匿名報道主義）。これは、犯罪に対する処罰は法廷で下されるものであり、マスコミがさらし者にするという罰はあってはいけないという思想に基づく。実名報道をすれば、犯人本人の社会復帰を困難にするし、家族や友人にさえ苦痛を与える。特に、犯人の子供たちは周囲から白眼視され、十全な人格形成が大きく阻害されかねない。匿名報道主義を採用すればかかる弊害は回避し得るし、また、マスコミは扇情的で興味本位な犯人探しに振り回されずに、警察や政治家、大企業等の権力の不正を監視するという本来の役割（すなわち権力の批判者としての役割）に精力を傾注しうる〔浅野 2004: 365-385〕。筆者は、日本においてもかかる匿名報道主義の採用を検討すべき時期に来ていると考える。

既存のマスコミ機関の大半は、かかる匿名報道主義の採用には否定的である。その否定の根拠としては、通常、つぎのような点が挙げられることが多い。①匿名報道主義は、無責任な記事や創作記事の出現を助長する可能性がある。また、匿名にすることによって報道の迫真力、さらに事実に対する追求力にまで微妙に影響が出る。②匿名報道にすると捜査機関からマスコミ機関への発表そのものが匿名になり（いわゆる捜査機関の秘密主義の助長）、捜査機関による権力濫用や人権侵害をチェックできなくなる。③匿名報道主義は「市民の知る権利」（憲法21条1項）を奪いかねない。④実名報道



による犯罪抑止効果が薄れる。⑤実名報道だからこそ冤罪を救える [浅野 2004: 336-362]。この点、匿名報道にすると無責任な記事や創作記事が増えるという主張は、まさにジャーナリスト自ら自己の無能ぶりを自認するようなものであり、滑稽ですらある。報道の迫真力や事実追求力は、自己研鑽で習得すべきであり、それこそジャーナリストとしての腕の見せ所であろう(根拠①について)。また、市民の知る権利や権力監視の観点から捜査機関には実名発表を要求する一方で、被疑者の名誉権やプライバシー権(憲法13条)等の基本的人権尊重の観点からマスコミ報道は匿名にすることは決して不合理なことではない(根拠②について)。そして、被疑者の実名を報道しなくとも、「市民の知る権利」を充足する記事を書くことは可能であろう(根拠③について)。さらに、そもそも犯罪抑止効果は刑罰で実現すべきものであり、実名報道で実現すべきものではない(根拠④について)。加えて、権力の不正を暴き、冤罪で苦しむ無辜の市民を救う記事、すなわち被疑者・被告人の無罪を証明する記事には、例外的に実名報道を認めるという手法もありえよう(根拠⑤について)。ただし、つぎのような匿名報道の弊害の指摘には、十分に配慮しなければならない。すなわち、匿名報道に止めた場合、国民一般の間で犯人は誰かという犯人探しが始まり、全く無関係の第三者があらぬ被害(いわゆる風評被害)を受ける可能性があるとの指摘である。このように、匿名報道によって被疑者の名誉は守られるが、逆に迷惑を被る者が出ることも十分にありえる。よって、安易に匿名報道に踏み切ることはできず、明確な準則の定立が必要不可欠となる。

匿名報道原則とは、全ての犯罪報道を匿名にすることを主張するものではなく、匿名を原則とし、明確な基準のもとに例外的に実名報道を許容することを提唱するものと考えらるべきである。その基準にはさしあたり、刑法230条ノ2(事実の真实性の証明)の要件たる、①公共の利害に関する事実かどうか。②公益を図るためかどうか。③真実かどうか、を厳格に適用すべきである。その際、「当事者が公人か私人か」、「行為が公的な事柄に関わるか否か」という点も加味して判断すべきである [浅野 2004: 336-337]。また、どの段階で実名報道するのかという問題もある<sup>(9)</sup>。確かに、実名報道に伴う弊害を完全に回避するため、また、犯罪者の改善更生、社会復帰に資するためには、スウェーデンのように被疑者・被告人・受刑者を問わず、実名報道を一切、禁止すべきであろう。しかし、国民の知る権利の充足のために実名報道が常に必要不可欠とまでは言えないにしても、事案によっては実名報道が国民の知る権利の充足にとって妥当と評価されることがあるのは否定しえない<sup>(10)</sup>。また、犯罪者の実名を含めた個人的事情(例えば、出身地、学歴、職歴など)を踏まえて事件を事後的に検証、研究することが、刑事政策的観点からして犯罪の予防に資することは言うまでもなからう。そこで筆者は、少なくとも起訴され被告人となる段階までは、匿名報道にするという取り扱いを原則化することを提唱したい。この点、犯罪報道では逮捕段階での報道に重点が置かれるため、逮捕から通常23日後となる起訴時点で実名にするのではほとんど意味がないとして、かかる自説に反対する見解もある [浅野 2004: 339]。しかし、全刑法犯の第一審裁判結果の有罪率は毎年99.9パー

セントであり、また、起訴されれば公開の法廷で反論する機会も与えられる。そして、このような取り扱いを原則化すれば、少なくとも前述の松本サリン事件のように起訴もされていない無辜の市民が報道被害を受けるという事態は回避しうる。ただし、起訴段階で実名報道を認めるのはあくまで例外的措置であるから、それを認容しうるに足る重大かつ凶悪な事件でなければならず、安易に実名報道を認めるべきではないことはもちろんである。

これに対して、政治家、官僚、大企業幹部等の公人については、別個の取り扱いが必要となる。すなわち、この場合には、国民主権（憲法前文、1条）や知る権利の充足の観点からして、原則と例外とを逆転させて、逮捕以前の重要参考人段階からの実名報道を原則とし、匿名とする高度の必要性がある場合に限って例外的に匿名報道を許容すべきである。また、匿名報道主義は、主として被疑者・被告人の利益のためのものであり、本人が承諾している場合にはその意思を尊重することがむしろ妥当であるから、重要参考人段階からの実名報道を認めてよい。さらに、被疑者・被告人の無罪を証明する報道には、実名を出す高度の必要性があり、実際上も前述の三要件（①公共の利害に関する事実性、②公益目的性、③真実性）を容易に充足するであろうから、実名報道が広く肯定されよう。そして、匿名報道により全く無関係の第三者が風評被害を受けたり、また、受ける可能性がある場合には、その者が事件には無関係であることを報道する義務をマスコミ機関に課すべきである。この点、マスコミがあえて実名報道をした場合に、実名報道をされた本人の救済策としては、いわゆる反論権を認め（憲法21条1

項）、反論・反駁の機会を保障することを検討すべきである〔藤井 2006: 335-350〕。

## 5. 取材源秘匿権への疑問

マスコミ関係者は、憲法上の権利として、いわゆる取材源秘匿権を有するが、皮肉なことにこの権利の保障が、かえってマスコミの総無責任体制を支え、報道被害事件や冤罪事件の一因となっていることを指摘しておきたい。すなわち、例えば最高裁は、取材フィルム提出に関する博多駅事件の最高裁決定（1969〔昭和44〕年11月26日）を踏まえ、沖縄機密電報漏洩事件（いわゆる西山記者事件・1978〔昭和53〕年5月31日）において、「報道機関の国政に関する報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、いわゆる国民の知る権利に奉仕するものであるから、報道の自由は、憲法21条が保障する表現の自由のうちでも特に重要なものであり、このような報道が正しい内容をもつためには、報道のための取材の自由もまた、憲法21条の精神に照らし、十分尊重に値するものといわなければならない」と判示し、報道の自由や取材の自由が憲法上の保護を受けることを認めている。また、最高裁は、以前は「憲法の保障は、公共の福祉に反しない限り、いいたいことはいわせねばならないということである。未だいたいことの内容も定まらず、これからその内容を作り出すための取材に関し、…証言拒否の権利までも保障したものとどうい認められない」（いわゆる石井記者事件・1952〔昭和27〕年8月6日）とし、報道機関の取材活動における特権的な地位を否定していたが、現在では報道機関の取材源秘匿権を承認している。例えば、近

時の証拠調べ共助事件における証人の証言拒絶権について争われた許可抗告事件（2006〔平成18〕年10月3日）において、最高裁は「報道関係者の取材源は、一般に、それがみだりに開示されると、報道関係者と取材源となる者との間の信頼関係が損なわれ、将来にわたる自由で円滑な取材活動が妨げられることとなり、報道機関の業務に深刻な影響を与え以後その遂行が困難になると解されるので、取材源の秘密は職業の秘密に当たるといふべきである」と判示し、報道機関の取材源秘匿権を保護する判断を下している。

ただし、前述したように、報道機関に対するかかる取材源秘匿権の保障が、かえってマスコミの無責任体制を助長している面もある点には注意すべきである。すなわち、例えばあるマスコミが「捜査関係者の証言によると…である」と報道をしたとする。その時、読者・視聴者たる国民が具体的な証言者が誰であるかを知りたいと考え、当該マスコミに尋ねたとしても、「取材源の秘匿のため答えられない」と拒否されるのが通例である。また、誤報による報道被害が発生した場合に、マスコミ各社に対して誤報の原因となった情報の入手ルートや状況、裏付け取材の有無等について尋ねても、同様の理由で拒否されてしまうのが大半である。そのため、当該記事を書いた記者は、社内処分は格別、少なくとも社会的には全く何の責任も取られないことはない。この点、前述の松本サリン事件においても、あれだけの誤報でありながら公的にその責任をとった記者はただの一人もいない。極端な話、たとえその記事が完全にその記者の捏造だったとしても、裁判にでもならない限り、そのことが対外的に発覚することはまず

ないのである。かかる場合には、マスコミ機関が社の名誉にかけて、取材源秘匿権を口実に捏造の事実の隠蔽を図る危険性すらある。筆者は、松本サリン事件のような重大な人権侵害を惹起した報道被害事件や冤罪事件が発生した場合には、再発防止のためにその発生プロセスを丹念に検証することが必要不可欠であると考え、そのためには、事後的に、マスコミの取材源秘匿権をある程度、制限することも止むを得ないであろう。その際におけるマスコミ規制の在り方、態様が今後の大きな課題となろう。

## 6. 記者クラブ制度への疑問

記者クラブとは、中央官庁や地方自治体、警察署など、ニュースの発信源となる場所に設けられた記者室で特定報道機関の記者のみが独占的に情報提供を受ける制度を言う。本来、国民は、記者が権力の場に食い込んで権力側の嫌がる情報を引き出すことにより、権力を監視することを期待しているはずである。とするならば、記者クラブは、権力機関と対抗する場として存在しなければ意味がない。しかし、現在の記者クラブ制度のもとでは、記者は権力側の嫌う記事を書くことにより記者クラブから締め出されることを恐れ、また、簡単に情報が取得でき、取材をせずにそのまま記事を作ることも可能なことから、報道が官製情報の垂れ流しになりかねない（前述のいわゆる発表ジャーナリズムの問題）。記者クラブが、単なる情報の受け渡し機関となれば、権力側にとっては情報操作や隠蔽が極めて容易となる。実際、警察・検察等が行う記者発表は、何を発表するか的主导権を権力側が完全に握り、権力による世論操作の場と化しているとの批判も強い。記者自身の多

くも記者クラブの現状に疑問を感じているという [原 2000: 216-217]。記者クラブの問題性が指摘される以前は、記者クラブが設けられている官公庁がその記者クラブの部屋代や光熱費、電話代などを支払っていたというし、また、捜査関係者と個人的つながりを作り、優先的に情報を得たいがために、接待や物品の授受さえも行われていたという指摘すらある<sup>(11)</sup>。そのため、記者と官公庁との馴れ合い、癒着が生じて、マスコミが官製情報のスポークスマンに墮する危険性が叫ばれるようになったのである。そして、近年では、記者クラブ不要論も主張されている<sup>(12)</sup>。確かに、政府の官公庁や公共性の高い機関の内部に設けられた記者クラブが十全に機能するならば、権力を監視する番犬たちのいわば橋頭堡となろう。しかし、そのためには現在の記者クラブ制度の問題点の改善が不可避であろう<sup>(13)</sup>。まず、特定の報道機関にのみ特権的に立ち入りを認めるのではなく、フリーの者も含め原則として全ての報道関係者に立ち入りを認めるべきである。また、記者クラブは、その記者クラブが設けられている公的機関とは、独立・対等の立場を維持するのが望ましい。よって、部屋代や電話代、光熱費などは、原則として、そこに立ち入りを希望する報道機関の間で、その規模に応じて負担を分かすべきである。さらに、報道機関と官公庁との癒着が起きないようにするため、接待や金品の授受はもちろん厳禁されるべきである<sup>(14)</sup>。

## 7. メディア・リテラシー教育の必要性

河野氏は、自身の体験について、つぎのように書いている。

「私はこの事件以後、犯罪報道の見方が随分

変わった。人々は活字に本当に弱い。私自身も、新聞に書いてあることは無条件に信用していた。また、テレビにおけるニュースも同様である。しかし、これらの中には操作された情報があり、全くの誤報も存在することを知った。」 [河野・浅野 2004: 8-9]

「警察が私を犯人と誤認し、マスコミが私に“犯人”というレッテルを貼り、市民が私を犯人と信じ込んで制裁を加えようとした。こうした古典的構造は今も変わっていない。」 [浅野 2004: 41]

ここで筆者が目じりたいのは、河野氏が今回の報道被害の加害者として、警察、マスコミとともに、一般市民を挙げている点である。確かに、警察の杜撰な捜査やマスコミの偏向報道によって、一般市民は河野氏が犯人であると思われ込められてしまったのであり、その意味では被害者とも言える。しかし、警察やマスコミの情報を鵜呑みにして、正義感に駆られてとは言え、過激な行動に走った一般市民の側にも責任の一端はあろう。

「さらに困るのが、無言電話や嫌がらせの電話です。…これは時間構わずかかってきます。…早いものは朝6時ごろからで、遅いものは深夜の2時ごろです。…事件発生以来、2ヵ月で記録のあるものだけで100件を超えています。これはまさにストレスです。…電話が鳴って取ると、いきなり『人殺し』『町から出ていけ』などと、一方的に言うのです。…いったん、疑われてしまうと、もう何をしても逃げ道はありません。個人では、その疑惑を払い除けることは不可能に近いわけです。」 [浅野 2004: 50-52]

マスコミ報道の後、このように『人殺し』等と糾弾する電話や無言電話が自宅に半年間もか

かり続けたと言う。これだけでも平穏な市民生活は不可能であろう。扇情主義や商業主義に毒されたタイトルや見出し、テロップだけで判断してしまうこと、また、前述のような捜査機関等の第三者を主語にした報道や主語が曖昧不明確な報道を鵜呑みにすることは厳に慎まなければならない。筆者は、マスコミの報道を安易に鵜呑みにしない力を持たない市民が多いことは、日本の学校教育・社会教育に問題があると考えている<sup>(15)</sup>。現代のメディア社会においては、学校教育の達成目標の一つとして、いわゆるメディア・リテラシー（マスコミから流される情報を鵜呑みにしないで批判的に読み解く力）の涵養を大きく掲げるべきであろう<sup>(16)</sup>。そして、メディア・リテラシー教育を小・中学生の段階で学校教育に取り入れて積極的に行うのが望ましい<sup>(17)</sup>。具体的には、国語や社会の時間を使い、報道の主語に注意することや記事の行間を読むこと、単一の情報だけで判断せず常に複数の情報を収集すること等を身に付けさせ、“自分で考える”ことのできる市民を育成すべきである。また、家庭や職場、地域社会（大学や図書館、公民館など）においても、積極的にメディア・リテラシー教育の場を設けるべきである。マスコミ報道は、あくまで私たちに考えるための材料を提供しているものであり、それらを自分で取捨選択・再構成し、考えて読み解かなければ絶対に真実は見えてこないということを決して忘れてはならないであろう<sup>(18)</sup>。

〔投稿受理日2009.5.23/掲載決定日2009.6.11〕

#### 注

- (1) 政治的共同体のなかでマス・メディアが果たす権力統制機能を象徴的に表しているのが「第四権力」という言葉であるとして、この言葉を肯定的に解する見解もあることには注意が必要であろう〔浜田 1993: 16〕。
- (2) 府中三億円事件とは、東京都府中市で1968（昭和43）年に発生した巨額窃盗事件のことであり、事件直後から過剰報道が続き、自殺者が一人でた他、多くの人々が報道被害を受けた〔浅野 1989: 239-264〕。また、三浦和義事件とは、1981（昭和56）年に三浦氏の当時の妻がロサンゼルスで何者かに銃撃されて殺害された事件に関して、マスコミにより保険金殺人であり、三浦氏がその犯人であるとの過剰報道がなされた、いわゆる「ロス疑惑」事件を指す。この点、浅野健一は、2008（平成20）年に自殺した三浦氏は被害者であるとして、死ぬまで続いたメディアの過剰報道を“糞バエ”のようなメディア・フレンジング（狂乱取材）として激しく批判している〔浅野 2008: 42-49〕。
- (3) この事件では、1994（平成6）年6月27日の夕方から翌日の早朝にかけて、長野県松本市北深志の住宅街で、サリン（神経ガスの一種で化学兵器として使用されることも多い）が散布され、計8人が死亡し、約660人が負傷した。
- (4) 2000（平成12）年制定のいわゆる新聞倫理綱領には、「正確と公正」という表題のもと、「新聞は歴史の記録者であり、記者の任務は真実の追究である。報道は正確かつ公正でなければならない、記者個人の立場や信条に左右されてはならない」と記されている。また、放送法3条の2第1項は、番組編集にあたって遵守すべき事項として、政治的に公平であること（2号）、報道は事実をまげないですること（3号）を掲げ、1996（平成8）年制定の放送倫理基本綱領にも、「報道は、事実を客観的かつ正確、公平に伝え、真実に迫るために最善の努力を傾けなければならない」とある。
- (5) この点、国民の側でも、マスコミに対し、“政府の検閲者”〔清水 1979: 36, 44〕、あるいは“権力批判のための番犬”〔駒村 2001: 53〕としての役割などを過度に期待するのではなく、マスコミが法的には営利社団法人であることを認識し、もっとその自由な活動を認めていくべきではなからうか。
- (6) 確かに、巨大マスコミには、その社会的影響力の絶大さからして、それ相応の社会的責任があると考えられる。これは、商法の世界において、法的には営利社団法人である巨大株式会社に、その社会的影響力の絶大さゆえ、法の明文なしに社会

(1) 政治的共同体のなかでマス・メディアが果たす権力統制機能を象徴的に表しているのが「第四権力」という言葉であるとして、この言葉を肯定的

- 的責任を認めようとする議論と軌を一にしている。この点、ドイツでは、州の出版法が明文でプレスの公的責任を定めており、マス・メディアの公的責任論ないし公的責務論として知られている。しかし、ドイツのようにマスコミの社会的責任を法的責任と捉えることは、その概念の曖昧さからしても、表現の自由との関係で重大な憲法問題となりかねない。マスコミの社会的責任は、あくまで道徳的・倫理的なものと考えるべきである〔松井 2003: 256-257〕。ただし、そうだとすると、マスコミは、報道や取材等その業務遂行においてその責任の重さを深く自覚し、自らを律していかなければならないことはもちろんである。
- (7) 松井茂記は、団体による基本的人権には自然人の場合とは異なる保護の限界があるとし、精神的自由についての保護の程度も、とりわけ政治的活動の自由のような領域では低いとする〔松井 2002: 309〕。
- (8) マスコミの表現の自由は、その構成員たる記者や編集者の表現の自由との関係でも、制約される契機が存する。すなわち、法人たるマスコミの表現の自由を貫徹しようとするれば、記者は自己の信念に基づく記事を書けなくなるし、また、編集者は自己の信念に基づく編集が出来なくなってしまう。いかにマスコミが任意加入団体であるにしても、構成員たる記者や編集者の表現の自由を完全に無視することは出来ないであろう。このように、マスコミの表現の自由は、マスコミの内にいる個人（記者や編集者）の表現の自由との関係でも制約される契機が存するのである〔芦部 2002: 87-89〕。
- (9) 具体的には、④逮捕される前の重要参考人の段階、⑤逮捕され被疑者となった段階、⑥起訴され被告人となった段階、⑦第一審判決が下された段階、⑧判決が確定し受刑者となった段階、それらのいずれの段階で実名報道に転換すべきかが問題となる。
- (10) 例えば、一連のオウム真理教事件のような国家の根幹を揺るがす重大凶悪事件の場合にまで、終始一貫、匿名報道という取り扱いが、国民の知る権利の観点からして問題があろう。
- (11) 少し古いだが、浅野健一が著した『犯罪報道と警察』には、読売新聞社の内部文書が引用され、そこには記者が土産を持参する場合の注意点まで記されているのは注目に値する〔浅野 1988: 121〕。
- (12) この点、2001（平成13）年5月に当時の長野県知事である田中康夫氏が出した「『脱・記者クラブ』宣言」は、記者クラブの問題性を国民に知らしめたものとして注目に値する。
- (13) 記者たちの間では、記者クラブを「開かれた存在」にすべきとする点では一致しているという〔原 2000: 218-219〕。今後の自主的、自発的な改善が期待される場所である。
- (14) 田島泰彦は、記者クラブを廃止しても本質は変わらず、問題は体を張って本気で権力に立ち向かおうとしないメディアの弱腰ぶりにある旨を主張している〔山本 2008: 37〕。
- (15) メディアに過剰な要求をするよりも、情報の受け手がメディア報道を慎重に受け止め、そこで強調されていることを絶対視しないように訴えるほうが、現実的に有効だと指摘もある〔鈴木 2008: 117〕。
- (16) メディア・リテラシーは、重要で意義のある取り組みであり、その中心的課題は、多くの人々が力をつけ（エンパワーメント）、社会の民主主義的構造を強化することである。具体的には、市民が社会に主体として参加するための基本的権利に関わる学びである。リテラシー（literacy）が人間の基本的権利だとするならば、今日、全てのメディアを包含したリテラシーが当然に全ての人に保障されるべきである。日本においてメディア・リテラシーが提唱されるようになったのは、1990年代初頭であり、その後さまざまな研究や実践が活発化し、放送政策においても議論されてきた〔西村 2007: 26-27〕。
- (17) メディア・リテラシー教育は、カナダやイギリス、オーストラリア等の英語文化圏で特に盛んであり、政府が学校教育のカリキュラムに取り入れるように指定している。カナダのメディア・リテラシー教育については、カナダオンタリオ州教育省編『メディア・リテラシー マスメディアを読み解く』（1992年、リベルタ出版）に詳しい。
- (18) ジャーナリスト自身に対するメディア・リテラシー教育としては、巨大マスコミでジャーナリストとして働くことを希望する者に、一定水準の教養や倫理の有無を問う公的な資格試験を課することも検討に値するであろう。他人の生命や生活に大きく関係する職業は、通常、何らかの免許制で

ある。弁護士、医師、公務員、さらには理容師や調理師にも免許がある。にもかかわらず、第四権力と言われるほどの社会的影響力を持ち、一個人をたやすく社会的に抹殺しうる巨大マスコミのジャーナリストが、全く公的な資格試験によって審査されずに、その職業に従事しているのは、はなはだ危険と言える〔後藤 1999: 146-155〕。もちろんいたずらに難しい試験である必要はないが、現役マスコミ人や学者が主体となり、国家の力も借りて、巨大マスコミでジャーナリストとして働くことを希望する者に、その素養を問う公的な資格試験を実施できれば、マスコミの適正化に資するであろうし、また、本人も誇りを持ってジャーナリストとして働けるのではなかろうか。この点、一定規模以上のマスコミで働く場合にのみ、あくまで任意的に要求されるジャーナリスト資格とすれば、職業選択の自由（憲法22条1項）との抵触も避けられるのではないかと考える。

#### 参考文献

- 浅野健一 [2008] 「日米『国家』とメディアの共謀で殺された三浦和義さんの遺志を受け継ごう」(『マスコミ市民・第479号』アストラ)
- [2004] 『新版犯罪報道の犯罪』(新風舎)
- [1989] 『新・犯罪報道の犯罪』(講談社)
- [1988] 『犯罪報道と警察』(三一書房)
- 芦部信喜 [2002] 『憲法』(岩波書店)
- 天野勝文他編 [1999] 『現代マスコミ論のポイント』(学文社)
- 池田龍夫 [2000] 『新聞の虚報・誤報』(創樹社)
- 石澤靖治 [2001] 『大統領とメディア』(文藝春秋社)
- カナダオンタリオ州教育省編 [1992] 『メディア・リテラシー マスメディアを読み解く』(リベルタ出版)
- 河野義行・浅野健一 [2004] 『松本サリン事件報道の罪と罰』(新風舎)
- 後藤将之 [1999] 『マス・メディア論』(有斐閣)
- 駒村圭吾 [2001] 『ジャーナリズムの法理』(嵯峨野書院)
- 清水英夫 [1979] 『言論法研究』(学陽書房)
- 鈴木秀美 [2008] 「リスク社会におけるマス・メディアの役割」(『ジュリスト・第1356号』有斐閣)
- 西村寿子 [2007] 「コミュニティにおけるメディア・リテラシーの学び」(『立命館産業社会論集・第42巻第4号』立命館大学)
- 浜田純一 [1993] 『情報法』(有斐閣)
- 原寿雄 [2000] 『市民社会とメディア』(リベルタ出版)
- [1994] 『ジャーナリズムは変わる』(晩聲社)
- 藤井正希 [2009] 「マスコミ規制における司法権の役割について」(『ソシオサイエンス・第15号』早稲田大学)
- [2006] 「日本国憲法における反論権の可否」(『社会学論集・第8号』早稲田大学)
- 松井茂記 [2003] 『マス・メディア法入門』(日本評論社)
- [2002] 『日本国憲法』(有斐閣)
- 保岡裕之 [2002] 『メディアのからくり』(KKベストセラーズ)
- 山本ケイ [2008] 「クラブ問題とメディアが抱える病魔に迫る」(『マスコミ市民・第477号』アストラ)